

児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化について

- 令和4年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、**登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備**。
- ※ 資格管理の厳格化に関する改正法の規定は令和5年4月1日施行。データベースに係る規定は公布の日（令和4年6月15日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
- 改正法を踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう**基本的な考え方等を示す**とともに、**保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために基本指針を策定**する。（令和4年度内に局長通知として発出予定）

改正法の内容

- 改正法においては、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化に関し、以下の事項を規定している。
 - (1) 欠格期間の見直し
 - (2) 児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加
 - (3) 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「特定登録取消者」という。）に係る保育士資格の再登録制限
 - (4) 保育士を任命し、又は雇用するものによる都道府県知事への報告義務
 - (5) 特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録取消しの事由等に関する情報に係るデータベースの整備 等

※ 改正前との比較等については、次頁を参照。

基本指針（案）の主な内容

- 第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
 - 1 本指針の目的等
 - 2 児童生徒性暴力等の定義
 - 3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割
- 第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
 - 1 児童生徒性暴力等の防止等に関する施策
 - (1) 保育士に対する啓発
 - (2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進
 - (3) 児童及び保護者に対する啓発
 - 2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策
 - (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備
 - (2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
 - (3) 保育士登録の取消し
 - 3 保育士の任命又は雇用に関する施策
 - (1) データベースの整備等
 - (2) 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組
 - 4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策
 - (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
 - (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

(参考) わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握		—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）の概要

第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 本指針の目的等

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）を改正し、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されることとなったことを踏まえ、都道府県において**資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等**を示すとともに、保育士による**児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処**（以下「児童生徒性暴力等の防止等」という。）に関する**施策を総合的かつ効果的に推進するために本指針を策定**する。

2 児童生徒性暴力等の定義

- 児童生徒性暴力等は、教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう（法第18条の19第1項第3号）。

3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割

（国の役割）

- 厚生労働省においては、改正法の趣旨を踏まえ、**保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、実施**する。

（都道府県の役割）

- 都道府県は、改正法の趣旨を踏まえ、保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その**地域の状況に応じた施策を策定し、実施**する。また、**保育士の資格管理の実施主体**として、児童生徒性暴力等を行ったと認められる保育士について**必要な措置**を講ずる。

（市町村の役割）

- 市町村は、改正法の趣旨を踏まえ、**都道府県や保育所等の関係者との連携**を図りつつ、**保育の実施主体**として、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のために**必要な措置**を講ずる。

（任命権者等の役割）

- 保育士を任命し、又は雇用する者（以下「任命権者等」という。）は、**保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するとともに、任命又は雇用する保育士について、当該保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告**する。

（保育所等の役割）

- 保育所等は、改正法の趣旨を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、保育所等における保育士による**児童生徒性暴力等の防止等に取り組む**とともに、当該保育所等に在籍する**児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処**する。

1 児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(1) 保育士に対する啓発

- 厚生労働省においては、全ての保育士が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、**児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図るとともに**、都道府県、児童生徒性暴力等の防止等に係る専門家と連携し、保育士に対し、児童の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。
- 都道府県、市町村においては、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、**保育士の研修及び啓発の充実**を図る。
- 保育所等においては、全ての保育士の共通理解を図るため、外部専門家を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなど効果的な研修の工夫を図りつつ、**保育士による児童生徒性暴力等の問題に関する園内研修や保育の振り返り**など様々な機会を捉えて実施するなど取組の充実を図る。

(2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進

- 保育現場において児童に対する児童生徒性暴力等を未然に防止していくため、指定保育士養成施設においては、**保育士養成課程を履修する学生に対して例えば以下の科目等を通じた指導や、保育実習の事前指導等の授業において、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための取組**を行うこととする。
 - ・法における保育士の欠格事由、信用失墜行為や保育士の専門的倫理に関する科目
 - ・性的虐待を含む子ども虐待や子どもの人権擁護に関する科目
 - ・子どもの最善の利益を考慮した保育の基本的な考え方などについて定めた「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）に関する科目

(3) 児童及び保護者に対する啓発

- 厚生労働省、都道府県、市町村、保育所等においては、児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。

2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(早期発見のための措置)

- 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見のため、市町村及び保育所等は、**保護者や保育士に対する定期的なアンケート調査や相談の実施等により、被害を把握するための体制を整える**とともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(相談体制の整備)

- 都道府県は、保育士による児童生徒性暴力等に関する**通報及び相談を受け付けるための体制の整備等**に必要な措置を講ずる。

(2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(基本的な考え方)

- 都道府県は、児童や保護者からの相談などにより、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童の負担に十分に留意しつつ、関係機関との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、**被害児童やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う**必要がある。

(任命権者等による都道府県への報告)

- 任命権者等は、その任命又は雇用する保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。この報告は虚偽又は過失によるものを除き、守秘義務の規定に抵触するものと解してはならない（法第18条の20の3）。

(都道府県による事実確認のための調査)

- 都道府県は、任命権者等からの報告等により、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等や市町村等と連携し、被害児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、**被害児童やその保護者の負担に配慮しながら、当該事実の有無の確認を行うための調査（質問や報告徴求等）を行う**ことが求められる。

(事実確認等の実施)

- 事実関係の明確化に当たっては、被害児童や保護者等から聴き取りを行うことが考えられる。都道府県が調査を行うに当たり、特に自ら被害を訴えることが困難な児童本人への聴取にあたっては、適切な支援と配慮を行う必要がある。

(都道府県間の連携)

- 任命権者等から、法第18条の20の3に基づき報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る保育士の登録先が他の都道府県である場合、登録先の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

(その他の事実確認等に関する留意事項)

- 保育士による児童生徒性暴力等に関する事実確認は、個々の事案の具体的な内容に基づいて行われるものであり、抽象的、一般的な基準に従って判断されるべきものではないが、例えば、以下のような点を踏まえて事実確認・事実関係の明確化を行うことが考えられる。
 - ・児童生徒性暴力等により懲戒免職・懲戒解雇されたこと（懲戒処分の判断を行う原因となった事実の確認）
 - ・本人への聴取の結果、児童生徒性暴力等を行ったことを認めたこと
 - ・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者など第三者の意見の聴取
 - ・裁判所の判決記録（刑事又は民事の裁判記録）の活用

(児童と保育士の接触回避等)

- 任命権者等は、法第18条の20の3に規定する都道府県への報告の前においても、**保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童と当該保育士との接触を避ける等当該児童の保護に必要な措置を講ずる**必要がある。例えば、各保育所等において、当該保育士を担任から外したり、児童と接触しない事務作業に従事させるなど、児童への影響が生じないようにすることが考えられる。

(保育所等に在籍する児童の保護及び支援等)

- 都道府県、市町村及び保育所等は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。

(保育所等において児童と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等)

- **保育士以外の保育所等において児童と接する業務**（当該施設等の管理下におけるものに限る。）**に従事する者**による児童生徒性暴力等（当該施設等の児童に対するものに限る。）についても、早期発見のためのアンケートの対象にすることや、児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童との接触を回避するなど、**保育士に準じた取扱い**とする。

(3) 保育士登録の取消し

(改正法による規定)

- 改正法により、**児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加**する改正を行っている。
- 保育士による児童生徒性暴力等は決して許されないことであり、改正法の趣旨を踏まえ、こうした非違行為があった場合には、保育士登録の取消しについて、適正かつ厳格な実施を図る必要がある。

(留意事項)

- 保育士登録の取消しは不利益処分に該当することから、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づく聴聞が必要となる。

3 保育士の任命又は雇用に関する施策

(1) データベースの整備等

- 国は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「**特定登録取消者**」という。）の**氏名及び特定登録取消者の登録の取消しの事由等に関する情報に係るデータベース**を、施行期日（公布の日（令和4年6月15日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）までに**整備する**（法第18条の20の4、附則第1条）。
- 任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースが適切かつ有効に管理及び活用されるよう、国は、都道府県の協力も得ながら、具体的な運用マニュアルの作成及び周知徹底等の必要な措置を講ずる。
- 都道府県は、当該都道府県において登録を行った者が特定登録取消者に該当するに至ったときは、法第18条の20の4第1項で規定する特定登録取消者に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第18条の20の4第2項）。

(2) 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組

- 保育士を任命又は雇用しようとする者は、**保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする**（法第18条の20の4第3項）。
- データベースの活用は保育士を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられているものであり、任命又は雇用を希望する者が特定登録取消者に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策

(1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録

(改正法による規定)

- 改正法により、刑事裁判で所定の罪の罰金又は禁錮以上の刑に処せられた保育士の登録に係る欠格期間については、同じく児童と接する教員の場合と同様、以下のように規定している。
 - ・禁錮以上の刑に処せられた場合は無期限
 - ・法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられた場合や登録取消し等による場合は3年
- **特定登録取消者について、その者の行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとする**（法第18条の20の2第1項）。

(再登録審査の基本的な考え方)

- 再登録審査の基本的な趣旨は、**児童生徒性暴力等を行ったことにより登録取消し等となった保育士が、保育の現場に戻ってくるという事態はあってはならない**ということであり、再登録の審査に当たって、都道府県においては、都道府県児童福祉審議会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害児童及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。

(再登録が不適当と考えられる例)

- 上記の再登録審査の基本的な考え方を踏まえると、例えば、以下のような者に対し**再登録することは、基本的に不適当**であると考えられる。
 - ・過去に行った児童生徒性暴力等に**高い悪質性**が認められる者
 - ・加害行為の**再犯防止のために一定の条件を要する者**（例えば、医師による治療・服薬指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない等）
 - ・保育士登録の取消期間中を含め、長期間に渡り児童と接しない**職業等**において加害行為を犯さなかったとしても、**保育士として復職することにより児童と接することが契機（トリガー）**となって、**再び児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者**
 - ・過去、特定登録取消者となった後に再登録を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者
 - ・自己申告内容の重要な部分に**明らか**な虚偽が認められる者 等

(留意事項)

- 申請者や都道府県が被害児童及びその関係者に接し、当時の事案を想起させてしまうことで、被害児童等が再び心情を害するなどの二次的被害につながることはないよう、再登録申請・審査に関する過程において、申請者や都道府県による被害児童等への接触は原則として行わないよう配慮することが望ましい。

(2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

- 都道府県による特定登録取消者に対する保育士資格の**再登録を行うに当たって、あらかじめ都道府県児童福祉審議会に意見を聴かなければならない**（法第18条の20の2第2項）。